

令和4年度熊本市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度熊本市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 予算第5条で定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加分)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
水の科学館指定管理料	令和4年度～令和9年度	220,436

熊 本 市 長 大 西 一 史

債務負担行為に関する調書

(追加分)

事項	限度額	前年度未までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	その他
水の科学館指定管理料	千円 220,436	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円
				令和4～9	220,436			220,436